

## 月惑星に社会を作るための勉強会 会則

### 第1条 (目的)

本勉強会は、持続的に宇宙に人が存在し社会を構築するために考えておくべきことを幅広く捉え、国の事業や学術研究に偏らず、民間やベンチャーなど事業の意識の高い人が自由にかつ積極的に参加できる環境とそれぞれの活動の紹介や意見交換および発信が出来る場を作ることを目的とする。

### 第2条 (名称)

本勉強会は、月惑星に社会を作るための勉強会という。(略称は「ムーンビレッジ勉強会」とする)

### 第3条 (会員)

1. 第1条の目的を理解し、共に考え、活動を共にする意思のある人は、会員となる事が出来る。
2. 会員リストへの登録や削除を希望する者は、代表または世話人へその旨連絡する。

### 第4条 (世話人など)

本勉強会を運営するため、代表1名、世話人若干名及び会計監査人1名を置く。

2. 代表および世話人は互いに連携し勉強会の円滑な運営を図る。
3. 会計監査人は年1回、会計監査を行い、適切な指示、アドバイスを行う。
4. 本勉強会の事務は、代表、世話人が協力して行う。

### 第5条 (活動)

本勉強会は、第1条の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 勉強会の開催
  - (2) 会の目的に沿った調査・研究
  - (3) 会員に対する情報の提供
  - (4) 内外の関連団体との連携および協力
  - (5) 前各号のほか必要な活動
2. 前項の活動を実施する際には、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日、法律第57号)に基づき、個人情報を管理するものとする。

### 第6条 (準備会議)

準備会議は、次の事項を審議するとともに勉強会の運営にあたる。

- (1) 本勉強会の運営に関する事。
  - (2) 会則の変更。
  - (3) その他。
2. 準備会議は、代表、世話人、会計監査およびその他必要とされるメンバ等により構成される。
  3. 準備会議で決議した重要な事項は、代表の了解を得て、本勉強会の決定とする。

### 第7条 (会計等)

本勉強会の運営経費は、「The 3rd International Moon Village Workshop & Symposium」から「月惑星に社会を作る

ための勉強会」への資金移管に関する覚書, に基づき移管された資金をもってこれにあてる.

2. 会員の会費は無料とする. ただし必要な場合には実費を徴収することがある.

3. 本勉強会の会計年度は, 4月1日から翌年3月31日までとする.

#### 附則

この会則は, 2020年7月1日から施行する.